

# 入院時食事療養・入院時生活療養に関する患者負担費用について

令和6年6月1日から

## 入院時食事療養標準負担額（患者負担額）

65歳未満の入院患者 (後期高齢者医療を受ける人を除く)	高齢受給者 後期高齢者	1食につき
上位所得者：区分「ア」 区分「イ」 一般所得者：区分「ウ」 区分「エ」	現役並み(Ⅳ) 一般(Ⅲ)	490円
		280円 (指定難病患者)
住民税非課税：区分「オ」	低所得者(Ⅱ)	230円
		180円 (入院90日超)
	低所得者(Ⅰ)	110円

## 入院時生活療養標準負担額（患者負担額）

65歳以上の入院患者 (後期高齢者医療を受ける者を除く)	高齢受給者 後期高齢者	食費 (1食につき)	居住費 (1日につき)
上位所得者：区分「ア」 区分「イ」 一般所得者：区分「ウ」 区分「エ」	現役並み (Ⅳ) 一般(Ⅲ)	490円	370円
		280円 (指定難病患者)	0円 (指定難病患者)
住民税非課税：区分「オ」	低所得者 (Ⅱ)	230円 (重症者)※1含む	370円
		180円 (指定難病患者) (入院90日超)	0円 (指定難病患者)
	低所得者 (Ⅰ)	140円	370円 (重症者)※1含む
		110円 (指定難病患者) (重症者)※1 (老齢福祉年金受給者) (境界層該当者)※2	0円 (指定難病患者) (老齢福祉年金受給者) (境界層該当者)※2

※1) 厚生労働大臣が定める患者で、療養病棟入院基本料の入院料1~24又は28~30を算定する患者。

※2) 標準負担額を支払うことで生活保護基準に該当する人、標準負担額減額認定証の適用区分欄に(境)と記載。なお70歳未満の患者は住民税非課税区分「オ」として扱う。

管理者：院長 後藤 博三